

令和元年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和元年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 60 施設

特別養護老人ホーム 54 施設、養護老人ホーム 6 施設

- ・指導監査の方法

実地による指導監査 33 施設、書面による指導監査 27 施設

- ・指導監査の結果

文書指摘あり 11 施設（延べ指摘件数 17 件）

※実地 8 施設（指摘件数 14 件）、書面 3 施設（指摘件数 3 件）

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和元年度指導監査結果から、施設運営について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・衛生管理者及び産業医について選任し、労働基準監督署への報告を行うこと。（2 件）
- ・職員等に支給している給与のうち諸手当の一部について、給与規定に規定していない手当が見受けられたので、是正すること。（1 件）
- ・職員の健康診断について、労働安全衛生法に基づき、年 1 回実施すること。また、夜間勤務職員については、6 月ごとに健康診断を実施すること。（1 件） （小計 4 件）

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和元年度指導監査結果から、利用者処遇等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針を整備すること。（1 件）
- ・運営推進会議の議事録を公表すること。（1 件） （小計 2 件）

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和元年度指導監査結果から、会計管理事務等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・契約（執行）伺書が未作成、見積書、請書が徴取されていない等の事例があったので、今後は経理規程に沿って適切に対応すること。（2件）
- ・拠点区分資金収支計算書において、当期末支払資金残高がマイナスとなっていることから、予算の執行について充分注意し、収益改善を図ること。（2件）
- ・他の社会福祉事業等（本部）への資金の繰入は、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号）3に規定する範囲内とすること。（2件）
- ・その他（5件） （小計11件）